

第70号議案 令和元年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

目次

説明書
記載頁

- 1 社会福祉総務費事務費（3.1.1）・・・・・・・・・・・・・・・・ P1（P36～37）
- 2 老人クラブ助成費（3.1.3）・・・・・・・・・・・・・・・・ P5（P36～37）
- 3 【債務負担行為補正】
 高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助・・・・・・・・ P7（P70～71）



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉 総務費	2-1	事務費 社会福祉総務費事務費	千円 972

1 概 要

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震に伴うブロック塀の倒壊被害を受け、長崎市社会福祉会館敷地内にあるブロック塀のうち、外観で建築基準法に適合しないことが明らかであり、かつ劣化が著しいものについて、施設利用者及び通行者等の安全確保のため解体・撤去する。

2 経 過

当該ブロック塀については、平成 30 年 6 月に実施した市有施設のブロック塀等の緊急点検を実施した際、ブロック塀の一部が、隣接する長崎放送株式会社(以下「NBC」という。)の敷地内に設置されていることが判明した。境界上に存在する工作物で所有権が明確でないものは、一般的には共有物とされ、撤去等を行う場合は双方の同意が必要となることから、対応策の内容、費用負担の考え方等について NBC 側と継続して協議していた。

今回、NBC 側との協議が整ったことから、ブロック塀の解体・撤去に要する予算を計上するもの。

3 事業内容

(1) 対象物及び現況

ア 対象物

長崎市社会福祉会館 NBC 側ブロック塀 (総延長=44m 高さ=1.58m)

イ ブロック塀の現状

- ・ブロック塀の一部にひび割れ、ブロックの剥がれた部分があり、倒壊の危険性が認められる。
- ・目視で建築基準法施行令に定める基準に適合していないと判断できる項目がある。

【建築基準法施行令に定める基準への適合状況】

※判定基準はブロック塀に関する基準

項目	判定基準(建築基準法施行令)	現況	適・不適
壁の高さ	・2.2m以下	1.58m	適
壁の厚さ	・15cm以上 (高さ 2.0m以下の塀は 10cm以上)	12cm	適
控え壁	・高さ 1.2mを超える塀は控え壁が必要 ・幅 3.4m以下ごとに設置し、塀の高さの 1/5 以上の突出が必要	・社会福祉会館建物側(国道側)には控え壁がない。 ・社会福祉会館駐車場側には控え壁があるが、設置幅が 3.4mを超えている部分がある。	不適

項目	判定基準(建築基準法施行令)	現況	適・不適
鉄筋	<ul style="list-style-type: none"> ・塀の頂及び基礎には横に、塀の端及び隅角部には縦に、径 9mm以上の鉄筋を配置 ・塀内には径 9mm以上の鉄筋を 80cm以下の間隔で配置 ・鉄筋の末端はかぎ状に折り曲げて定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・部分的に鉄筋が露出していることを目視で確認できるが、塀の全体に配置されているかは確認できない。 	不明
基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ 1.2mを超える塀は、丈が 35cm以上の基礎が必要(根入れ 30cm以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・目視では基礎の有無が判断できない。 	不明

(2) 施工内容

ブロック塀の総延長(44m)にわたって上部 6 段分を解体し、撤去する。

(3) 安全対策について

施設利用者等への注意喚起やコーンバーによる利用制限等の対策を講じる。

(4) 事業費

972千円 (ブロック塀の解体、運搬搬出、足場及び安全柵等の設置)

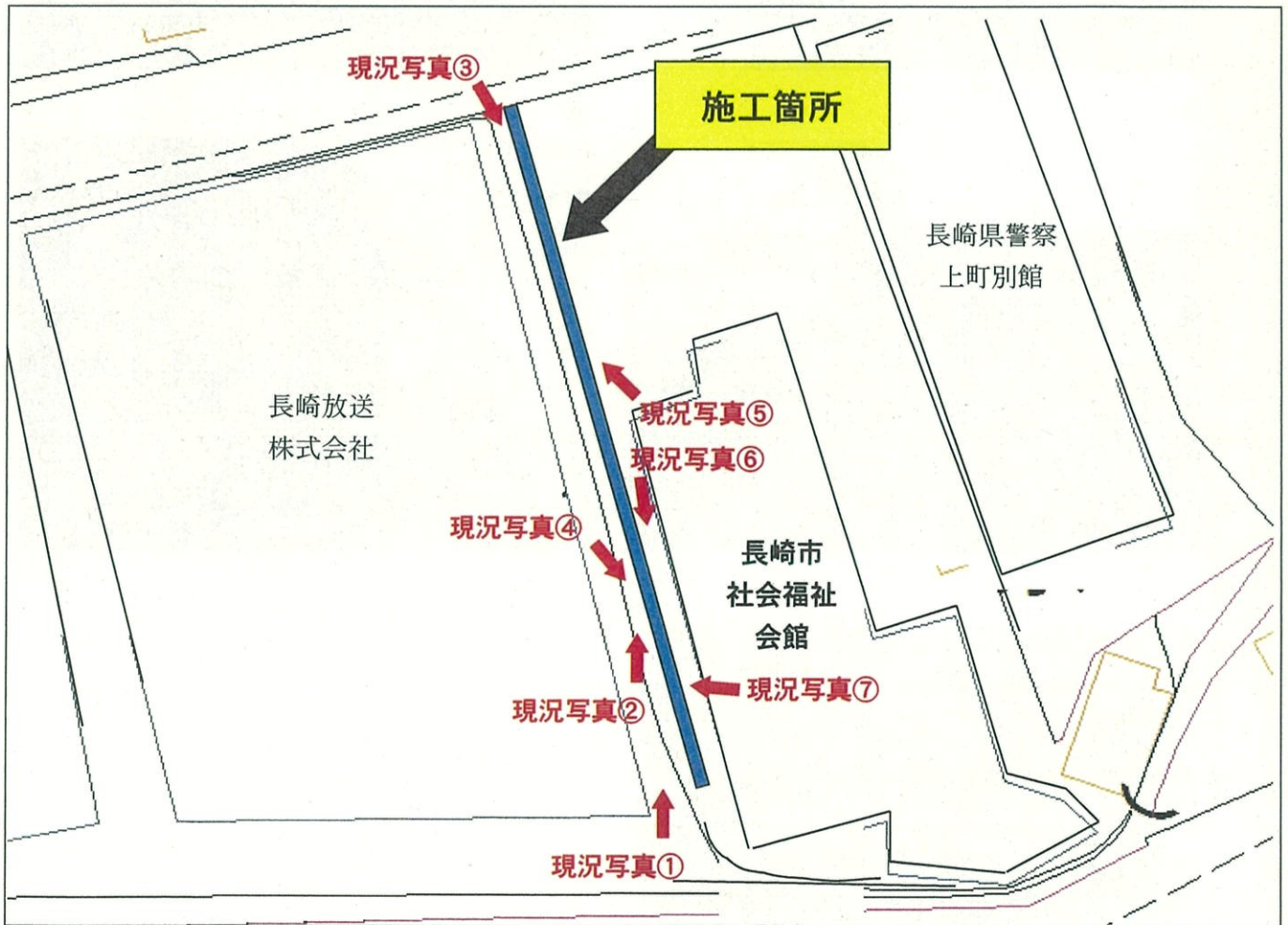
4 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ※1	一般財源 ※2
千円	千円	千円	千円	千円	千円
972	—	—	—	486	486

※1 NBC からの負担金

※2 一般財源について「財政調整基金」を充当する。

5 位置図

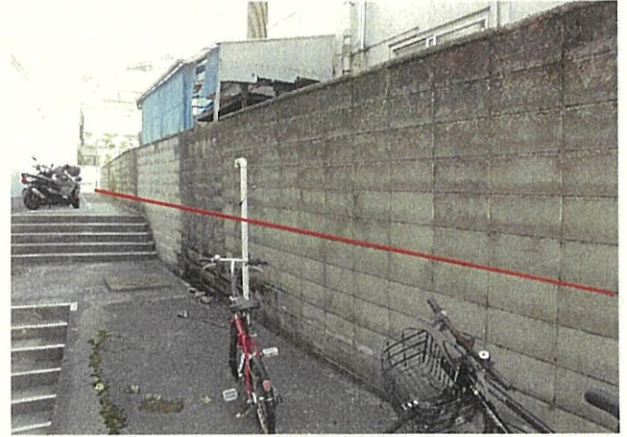


6 現況写真 (写真中 — 部分より上部 6 段を解体・撤去)

①



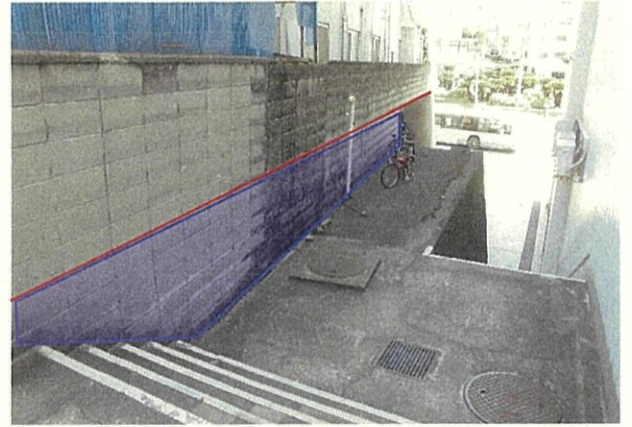
②



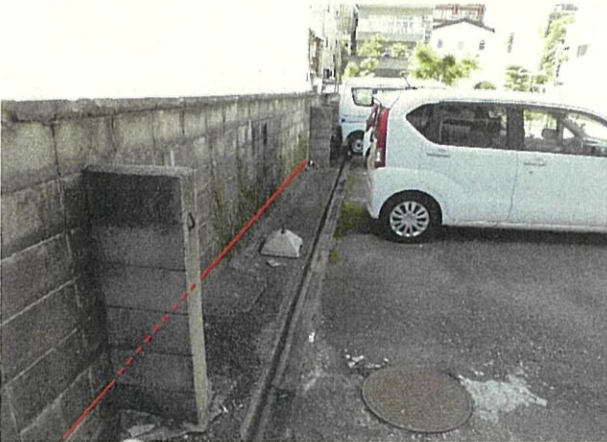
③



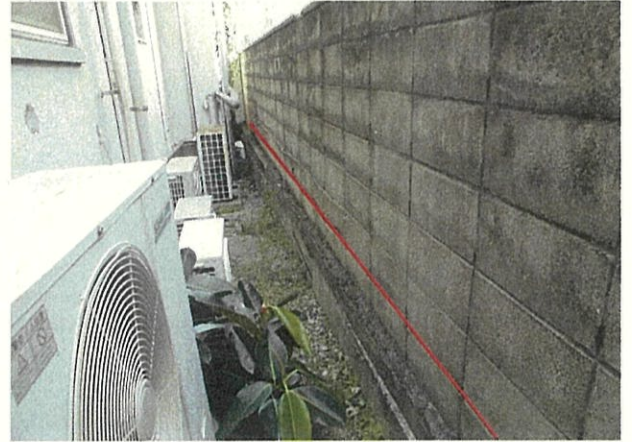
④ 写真中 は上部のブロック塀を撤去しても土圧の影響を受ける部分



⑤



⑥



⑦



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
36~37	3 民生費	1 社会福祉費	3 高齢者福祉費	1-1	老人クラブ助成費	千円 560

1 概要

長崎市老人クラブ助成金の交付対象となるクラブの会員数要件を、現行のおおむね 30 人以上から 15 人以上へ緩和したいが、これに伴い新たに助成対象となるクラブが見込まれるため、不足する予算額について増額補正するもの。

2 事業内容

(1) 助成対象要件

- ア 会員年齢 60 歳以上（但し 60 歳未満の加入を妨げない）
- イ 会員構成 活動が円滑に行える程度の同一小地域に居住する者
- ウ 会員数 おおむね 30 人以上（15 人以上へ緩和）
- エ その他 代表者等の設置など

(2) 助成金の額

基本助成金 年額 48,000 円 + 300 円 × 会員数（最低保障年額 6 万円）

結成準備金 5 万円（1 回限）

※長崎市老人クラブ連合会に加入しない場合の基本助成金年額は 46,560 円

3 経緯

老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的活動組織であり、生きがいや健康づくり、地域貢献活動等に取り組んでいる。老人クラブ助成にあたっては、これまで新規結成時の会員数要件をおおむね 30 人以上としてきたが、近年、就労年齢の高齢化やライフスタイルの変化などにより、高齢者人口が少ない地区においては、新規結成当初から 30 人余の会員を確保することが難しくなっている。

老人クラブ活動は、地域における高齢者の閉じこもり予防や介護予防、生涯現役社会の実現にも資する取り組みであるため、会員数要件を緩和し、老人クラブ活動をさらに支援しようとするもの。

4 補正額について

単位：千円

区 分		当初予算	補正額	補正後
基本助成金	市老連加入	17,439	225 (60千円×9/12月×5クラブ)	17,664
	市老連未加入	1,536	35 (47千円×9/12月×1クラブ)	1,571
結成準備金		150	300 (50千円×6クラブ)	450
合計		19,125	560	19,685

5 財源内訳

事業費	財源内訳			
	国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
千円 560	千円 -	千円 -	千円 -	千円 560

(参考) 平成25年度と平成30年度の老人クラブ数等比較

項目	平成25年度	平成30年度	平成30年度-平成25年度
老人クラブ数	360	307	▲53
内 訳			
市老連加入	337	274	▲63
市老連未加入	23	33	10
会員数 A	20,270	16,659	▲3,611
60歳以上人口 B	154,591	161,255	6,664
60歳以上人口に占める加入率 (A/B×100)	13.1%	10.3%	▲2.8%

債務負担行為		期間	限度額 (設定額)
第4表 ページ	事項		
9	高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助	令和2年度から 令和11年度まで	対象経費と標準額の低い方の額から収入額を控除した額

1 概要

高島地区は、介護サービス事業所がデイサービス以外になく、島外のサービス利用においても時間帯や船舶の運航状況など交通事情による制約があるため、住民は介護度が重度化すれば島を離れなければならない現状である。

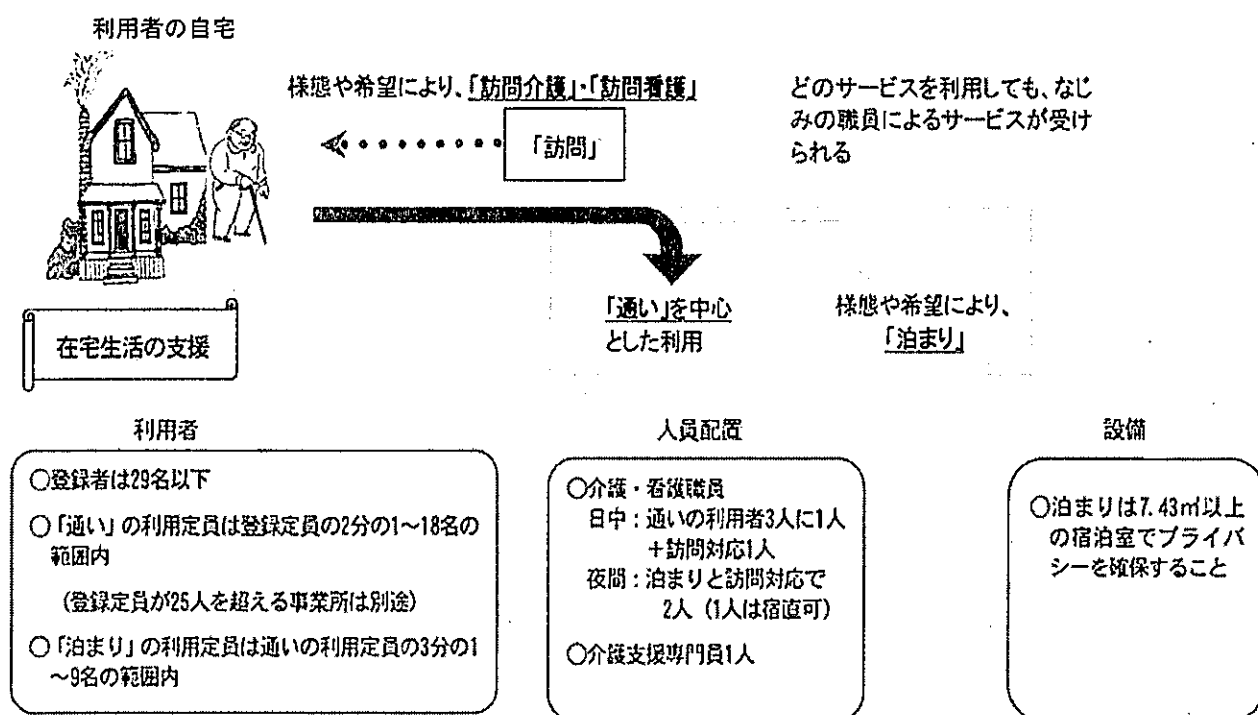
人口減少が続く高島地区においては、介護サービス事業所の積極的な参入が将来的にも見込めないことから、小規模多機能型居宅介護事業者の参入を促進し、介護サービスを安定的に提供するため、当該地区における小規模多機能型居宅介護事業所に対し、運営費の補助を行う。

2 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、施設への「通い」を中心に、短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」を組み合わせ、生活支援や機能訓練をひとつの事業所で行う地域密着型サービスである。

利用者の生活に合わせて必要な3つのサービスをひとつの事業所で有効に組み合わせ提供できると、中重度となっても在宅での生活を継続することができる。

小規模多機能型居宅介護のイメージ



3 事業内容

(1) 補助金の目的

高島地区において、介護が必要な状態になっても、住民ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを確保し、安定的にサービスを提供することを目的とする。

(2) 補助対象 高島地区において小規模多機能型居宅介護事業所を運営する法人とする。

(3) 補助する理由

将来的にも介護サービス事業者の参入が見込めない中で、小規模多機能型居宅介護はひとつの事業所で「通い」「訪問」「宿泊」サービスを一体的に提供でき、利用者においては中重度になっても在宅生活を継続できるサービスであり、その安定した事業所運営を継続して実施できるよう補助するもの。

(参考) 全国の小規模多機能型居宅介護事業所の経営状況 黒字:赤字 = 59.4%:40.6%

(平成 28 年度 小規模多機能型居宅介護事業の経営状況について 独立行政法人福祉医療機構)

(4) 補助対象経費

補助金額は、補助対象期間(毎年度4月1日～3月31日)の小規模多機能型居宅介護事業所に係る支出額又は適正な経営状態を前提とした標準的な支出額(標準額)のいずれか低い額から収入額を控除して得た額(千円未満切り捨て)とする。

(5) 補助金の終期

介護サービス事業者の新規参入が見込めない地域においては、小規模多機能型居宅介護の必要性は、将来にわたって継続することや、この補助制度の有無が、民間事業者が事業を継続していくかどうかの判断に大きな影響を与えることから、終期は定めない。

しかしながら、想定外の人口減少や介護保険制度の見直しも考えられることや、事業所開設にあたっては、事業者が、施設整備費補助金を受けて整備することが想定されることから、その財産処分制限期間を経過する10年を目途に、制度の継続の検討のため、効果、手法等について検証を行うこととする。

4 財源内訳

総事業費 ①	予算 計上額 ②	財源内訳				事業者負担額 ①-②
		国庫支出金	県支出金	その他	一般財源	
対象経費と標準額の低い方の額から収入額を控除した額	対象経費と標準額の低い方の額から収入額を控除した額	-	-	-	全額	-

【参考】標準的な収支から試算した場合の補助額の例(年額)

単位:円

対象経費		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1	支出額	57,275,964	57,275,964	57,275,964	57,275,964	52,424,136
内 訳	(1)職員給与費等	38,546,604	38,546,604	38,546,604	38,546,604	34,423,212
	(2)交通費	6,717,360	6,717,360	6,717,360	6,717,360	5,988,924
	(3)その他経費	12,012,000	12,012,000	12,012,000	12,012,000	12,012,000
2	収入額	43,047,036	43,047,036	41,760,504	38,222,580	36,582,156
3	補助額(1-2) 千円未満切り捨て	14,228,000	14,228,000	15,515,000	19,053,000	15,841,000

対象経費		6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1	支出額	52,424,136	52,424,136	52,424,136	47,746,620	47,746,620
内 訳	(1)職員給与費等	34,423,212	34,423,212	34,423,212	30,454,248	30,454,248
	(2)交通費	5,988,924	5,988,924	5,988,924	5,280,372	5,280,372
	(3)その他経費	12,012,000	12,012,000	12,012,000	12,012,000	12,012,000
2	収入額	36,582,156	36,582,156	33,305,508	28,393,320	27,438,852
3	補助額(1-2) 千円未満切り捨て	15,841,000	15,841,000	19,118,000	19,353,000	20,307,000

算定条件(初年度)

10年間合計額 169,325,000円

定員…登録定員25人、通い定員15人

職員給与費…管理者1人、計画作成担当者1人、介護職員11人、看護職員1人

交通費…職員すべてが島外居住者として算定

その他経費…光熱水費、消耗品費、修繕費、通信運搬費など

収入額…現在の要介護分布から推計

※2年目以降は登録定員の段階的な減少を見込んでいる

高島地区における小規模多機能型居宅介護事業所の整備及び高砂園の廃止について

1 高島地区における人口及び要介護者(要支援者含む)推計について

(1) 高島地区の高齢者人口推計

平成 22 年国勢調査からの推計値 (単位:人)

	実績値		推計値
	2010 年	2019 年 4 月	2030 年 (11 年後)
総数	539	369	164
65～74 歳	132	65	25
75 歳以上	159	122	65
高齢者計	291	187	90
高齢化率	54.0%	50.7%	54.9%

(2) 高島地区の要介護者数推計 高島地区の要介護認定率を(1)の推計値に乗じて推計

2019 年 4 月の認定率(現在島外施設入所者を含む)から将来の認定者数を算定 (単位:人)

高島地区	2019 年 4 月	2030 年 (11 年後)
65～74 歳	5	1.9
75 歳以上	59	31.2
要介護者数	64	33.1
要介護認定率	34.2%	36.8%

(3) 高島地区の要介護認定者数 (平成 31 年 3 月末現在) 認定率 34.2%

認定者	島内で生活 (50人)78.1%	島外で生活(14人)21.9%				
		特養	グループ ホーム	有料老人 ホーム	入院中	家族と生 活
64人		4人	3人	1人	1人	5人

(4) 島内で生活している要介護認定者(50人)の在宅サービス利用状況(平成 31 年 3 月末現在)

	島内	うち高砂園
利用あり	33人	5人
利用なし	17人	2人
合計	50人	7人

(5) 島内認定者におけるサービス別利用者数(複数利用あり)(平成 31 年 3 月末現在)

離島通所介護(島内)※	13人	訪問介護(島外から)	8人	ショートステイ(島外へ)	1人
通所介護(島外へ)	1人	訪問看護(島外から)	10人		
通所リハ(島外へ)	1人	福祉用具(島外から)	16人		

※ 離島通所介護(高島デイサービスふるさと) 定員 15 名

2 高砂園について

(1)名称及び定員 長崎市立高砂園 定員 40人

(2)所在地 長崎市高島町 2706 番地 34

(3)施設種類 養護老人ホーム

※養護老人ホームとは

65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けられない方を入所させる施設であり、介護サービスを提供する施設ではありません。負担能力に応じて本人、扶養義務者から入所費用の徴収を伴う場合があります。

(4)設置 平成元年3月31日(築30年、耐用年数47年)

(5)入所者数(各年度4月1日現在 令和元年度は6月1日現在)

(単位:人)

年度	26	27	28	29	30	令和元年
人数	22	20	16	14	12	14

(6)収支の状況

(歳入)

(単位:千円)

年度	25	26	27	28	29
計	75,752	83,686	95,653	73,300	73,688
うち一般財源	57,150	67,122	63,330	65,842	62,261

(歳出)

(単位:千円)

年度	25	26	27	28	29
計	75,752	83,686	95,653	73,300	73,688

3 市内の養護老人ホームの状況(令和元年6月17日現在)

養護老人ホーム	所在地	定員	入所者数	空室	入居率
日見やすらぎ荘	宿町	50	50	0	100.0%
なごみ荘	香焼町	50	38	12	76.0%
ことのうみ	琴海村松町	50	45	5	90.0%
延命園	寺町	50	47	3	94.0%
恵の丘	三ツ山町	50	45	5	90.0%
あいぎ荘	布巻町	50	49	1	98.0%
聖マルコ園	西出津町	50	50	0	100.0%
小計		350	324	26	92.6%
高砂園	高島町	40	14	26	35.0%
合計		390	338	52	86.7%

4 今後のスケジュールについて

令和元年	6月	高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助にかかる債務負担行為計上
	7月～9月頃	小規模多機能型居宅介護事業所の公募
	10月	整備事業者の決定
	11月	施設整備にかかる補正予算計上及び高砂園廃止条例議案上程
令和2年	1月	工事着工（令和2年度中に完了予定）
令和3年	3月末	高砂園廃止予定 ※

※高砂園の廃止は、小規模多機能型居宅介護事業所の決定が前提であるため、公募に対する応募がなかった場合や審査会において応募された整備計画が不選定となった場合、また、選定事業所の整備が遅れた場合は廃止時期を延期します。

高島地区施設配置図

